【外国出張】

キルギス出張報告

国際協力部教官
奥　　大　樹

第１　はじめに

当部は、法務省が行う国際協力の実施機関として法制度整備支援を行っているところ、キルギス共和国（以下「キルギス」という。）に対しても、令和５年に同国法務省との間で締結された協力覚書（以下「ＭＯＣ」という。）等に基づき、令和７年２月に第１回共同研究を実施するなど、法制度整備支援を行っている。近年、世界的に権威主義的な動きが強まり、「法の支配」が危機に瀕する中、中央アジアという要衝に位置するキルギスは地政学上も我が国にとって重要な国であり、こうした観点から、令和７年１２月には「中央アジア＋日本」対話・首脳会合が開催されるなど、我が国にとっての中央アジアの重要性がますます高まっている。こうした情勢下において、同国に法制度整備支援を継続的に実施し、「法の支配」を浸透させることは、中央アジア地域の平和や安定に寄与するのみならず、我が国にとっても重要であり、今後も継続的に同国に対する法制度整備支援を実施する必要がある。

この度、当職は、第２回共同研究の実施に向け、キルギス側のニーズを調査するため、令和７年１２月８日から同月１３日までの日程で、高橋尚吾主任専門官とともにキルギスに出張を行った。

本稿ではこれらの出張の結果等について報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第２　出張概要

今回の出張の概要は以下のとおりである。

１２月８日（月）　出国（羽田）、仁川着、仁川発、タシケント着、タシケント発、ビシュケク着
９日（火）　法務省との協議、法務省科学調査部門との協議及び施設視察、司法ハウス訪問
１０日（水）　最高裁判所との協議
１１日（木）　検察総長府との協議、検察総長府アカデミーの訪問
１２日（金）　国家戦略イニシアティブ研究所との協議、在キルギス日本国大使館との協議、ビシュケク発、タシケント着、タシケント発
１３日（土）　仁川着、仁川発、帰国（成田）

第３　出張結果

１　法務省との協議

キルギス法務省を訪問し、カジベコフ・タメルラン国際法部長、アシルベコヴァ・アイザダ国際協力・法廷代理部長、ロマノフ・ルスラン刑務・保護・フォレンジック部長、ザラスルク・サルタナット擁護・法律扶助・市民自由部長、サギムベコヴァ・シナガ法情報部長と協議を行った。

この中で、キルギス側からは、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の開催に対する謝意や「中央アジア＋日本」特別法務大臣会合の開催に向けた取組への謝意が示された上で、第２回共同研究で扱ってほしいテーマについて、要望が示された。

各部局からそれぞれの関心事項が示されたところ、フォレンジック分野に関しては、デジタル犯罪を取り上げてほしい旨示され、デジタル証拠の扱い、サイバー犯罪に関する国際条約（サイバー犯罪条約）に基づく活動等への関心が示されたほか、日本の建築基準鑑定、銃砲弾道鑑定、電子署名の本人性の担保方法、ＡＩを用いた詐欺等への対応といった分野にも関心がある旨示された。

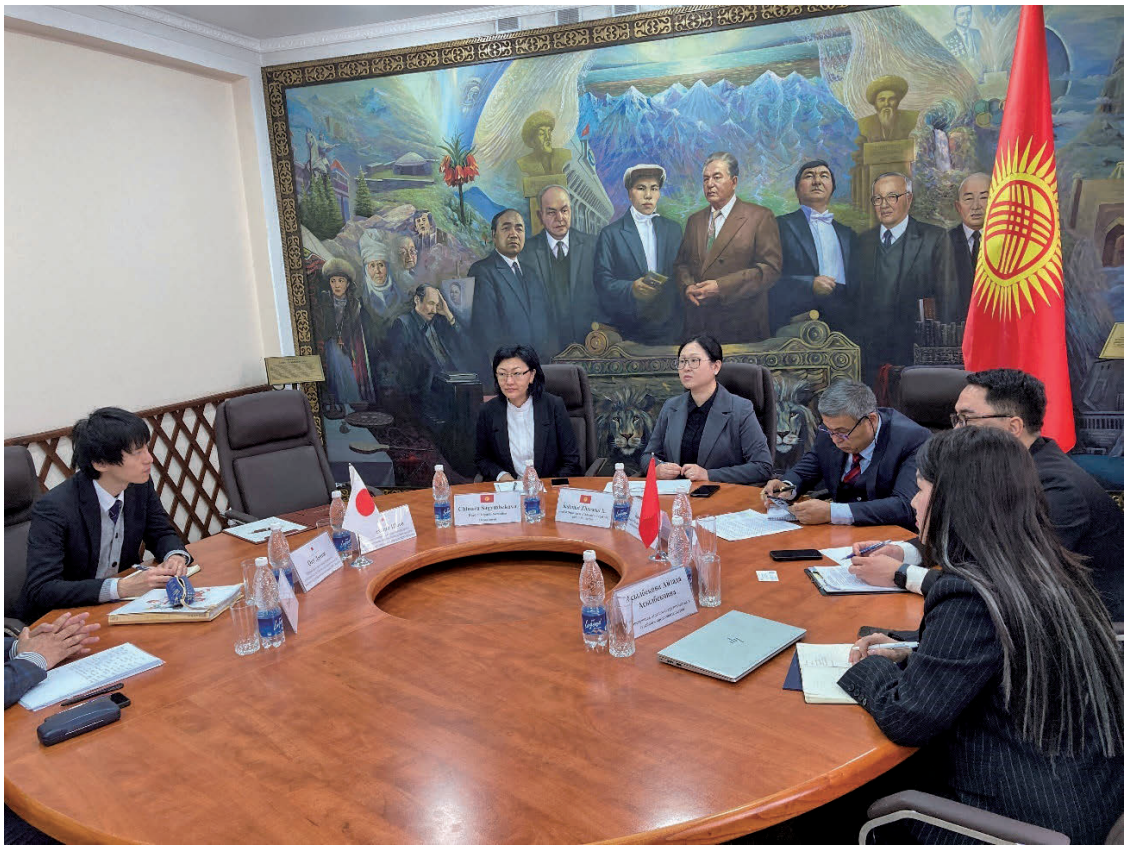
また、法律扶助分野では、日本の法律扶助制度に関心が示され、具体的には、①無料弁護活動、②日常生活における課題等に関しての国民への法的助言活動、③法分野に関するキャンペーン等を実施する機関に対する助言・指導活動について、日本ではどのような扶助が行われているのかに関心があるとのことであった。

また、調停制度に関しては、キルギス国内でも調停改革が進んでいるところ、調停人の登録も含む調停制度を総括する専門組織が２０２６年に組織される予定であるとのことであり、次回の共同研究でも扱ってほしいテーマであるとのことであった。この点につき、第１回の共同研究において、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約、キルギスも加盟済み）についての大学教授による講義が実施されたところ、キルギス側からは、第２回共同研究では、同条約締結に伴う国内法整備についてより実務的な観点から講義を実施してほしい旨の要望があった。

法情報の分野に関しては、キルギスでは法務省の法情報部が全ての弁護士、裁判官、公証人等の登録を行い、法令データベースの管理も行っており、中央データベースでは大統領令を含む約１７万種類の文書を管理しているところ、日本のデータベースとの比較検討を行いたい旨が示された。

保護の分野に関しては、キルギスにおいては、保護観察制度を導入して６年しか経過していないところ、より良い制度にするため、日本の保護観察制度の内容等に関する知見の提供を受けたい旨の意向が示された。

このように、法務省側からは多分野にわたる知見の提供を求められたところ、全ての分野を扱うことは困難であることから、当部でのこれまでの支援内容等も踏まえ、支援内容を絞っていく必要がある。



【法務省との協議の様子】

2　法務省科学調査部門への訪問及び施設視察

法務省科学調査部門を訪問し、コジョノフ部門長らと協議を行った。

部門長らによれば、同部門はキルギス国内に２つの支部と１０か所のラボを有しており、裁判所、内務省、国家公安庁、税関等の依頼に基づき、合計約４５種類にも上る鑑定を行っているほか、有料で私人や私的法人から依頼された鑑定も行っているとのことであった。

そのうち約７５パーセントは内務省からの依頼に基づく鑑定であり、多い鑑定分野としては、自動車交通事故鑑定（衝突後の自動車の状況から衝突した車両を特定するのに加え、車検を受けている車両か否か、どのようなルールに違反したかまでを調べるもので、日本の自動車交通事故鑑定よりも広い範囲を含むものと思われる）、署名鑑定（特定の署名が偽造か否かを鑑定）、麻薬鑑定などであるとのことであった。

その上で、科学調査部門としては、鑑定人のための資格向上コースを組織したいと考えており、日本がどのような設備で鑑定を行っているかを見学し、日本の鑑定活動に関する意見交換を実施することで、日本の知見の提供を受けたいとのことであり、具体的な鑑定分野としては、ＤＮＡ、デジタル証拠、署名鑑定、自動車交通事故鑑定、建設技術鑑定（建築物の耐震強度等の鑑定とのこと）、経済鑑定（経済事件等における裏帳簿の捜査に関する鑑定とのことで、純粋な科学鑑定ではない）、旅券の真贋鑑定等に関し、日本の知見の提供や施設の見学を行いたいとのことであった。

これらの要望分野の中には、日本の科警研、科捜研が扱っていない分野もあると思われるところ、当部としては、これらの分野のうち知見の提供が可能な分野において、科捜研等による講義や施設見学を行うのが有益と思われた。

また、サイバー犯罪については警察に留まらず検察庁（最高検察庁のＪＰＥＣ等）においても一定の知見提供は可能であり、日本サイバー犯罪対策センター（ＪＣ３）等の財団法人等に協力を仰いで知見を提供することも可能と思われるので、今後更に検討を重ねたい。

こうした協議の後、科学調査部門の施設見学を行い、麻薬鑑定のための機器やスマートフォン解析の機器等の見学を行った。所感としては、例えば麻薬鑑定のための機器についてはコンタミネーション防止のための設備が備えられているのか疑義があり、日本の施設の見学はキルギスの科学捜査向上のために有益であると思われた。



【法務省科学調査部門との協議】

3　「司法ハウス」訪問

「司法ハウス」と呼ばれるキルギスの保護観察所を訪問し、リスクの高い対象者にアプリをスマートフォンにインストールさせて行動を監視していることや、場合によってはブレスレットを装着させるなどしていることの説明を受けた。

4　最高裁判所との協議

最高裁判所を訪問し、ネルグル・バキロヴァ最高裁副総裁（過去には最高裁長官も経験）らと協議を行った。

この中で、日本とキルギスとの司法分野における関係をより強化したい意向が先方から示されたほか、最高裁判所や下級裁判所の裁判官になるための要件、人員等、制度面の説明や紹介もなされた。

また、最高裁判所は法務省とは別機関ではあるが、法務省とも連携を取りながら業務を行っているとの説明もあった。

その上で、最高裁判所としては、特に刑事事件や行政事件における司法制度のデジタル化が重要な課題となっているとのことであった。

具体的には、キルギスではオンラインでの証人尋問等が実施できるようになり、手数料もオンラインで支払ができるようになるなど、一定程度のデジタル化は進んでいるものの、完全に整っているわけではないので、日本におけるデジタル化の取組について知見を提供してほしいとのことであった。

また、他にも、日本の裁判制度や裁判官の教育にも関心があるとのことであり、過去にドイツのＧＩＺの協力を得て裁判官をドイツの研修に派遣したことがあり、ゆくゆくは日本との間でもこうした人材交流を行いたいとのことであった。

さらに、最高裁判所としては行政訴訟制度にも関心があるとのことであり、具体的



【最高裁判所との協議の様子】

には、行政が違法な命令等を出した場合、それを争うための裁判制度について現在キルギスにおいて法令作成をしたいと考えており、適切に運用するためにも日本の知見の提供を受けたいとのことであった。この分野については、ドイツ、カザフスタン、ウズベキスタンとも知見を交換しているところ、日本の知見も参考にしたいとのことであった。

これら、司法分野のデジタル化、法曹養成、行政手続関係は、いずれも当部で支援を行った実績のある分野であり、キルギスに対してもこれらの分野についての支援を行うことは十分に可能であると思料された。

5　検察総長府との協議

キルギスの検察総長府を訪問し、ヌルベク・カイモヴ副長官らと協議を行った。

この中で、ヌルベク副長官からは、日本が国際刑事裁判所と国際司法裁判所の両裁判所の長官を輩出していること、京都コングレスで成果を上げたことなどに触れ、日本が司法分野で世界をリードしていることに対する敬意が表されたほか、日本が中央アジア諸国と協力関係を深めようとしていることへの賛意が表され、当部が行っている共同研究にもキルギス検察総長府から参加したい旨が示された。

その上で、具体的な協議については副長官ではなく担当者レベルと行ったところ、検察総長府側としては、まず、キルギス国外に流出した犯罪被害財産をキルギスに戻すための制度についての知見の提供を受けたいとのことであった。

こうした被害財産は、多くの場合、海外に開設された他人名義の口座に送金されたり、場合によっては暗号資産に変換されるなどしてマネーロンダリングがなされることが多いと思料されるところ、こうした犯罪被害財産を取り戻すための実務的な手法のほか、そのために各国機関ないし金融機関等との間でどのような国際条約、取り決め等を締結し、どのような法制度を整えているのかについての知見の提供を受けたいとのことであった。

また、他の関心事項としては、汚職対策防止プログラムやその作成手法、刑事手続のデジタル化に強い関心があるので、それらを第２回共同研究のプログラムにも入れてほしいとの要望があった。

具体的には、汚職に関し、現在キルギスでは２０２５年～２０３０年の間の汚職対策の戦略プログラムを作成するよう大統領令が出ているところであり、その一助とするためにも汚職防止プログラムについての知見の提供を受けたいとのことであった。

また、これらの分野について、キルギス側からプレゼンを行うことも可能であるとのことであった。

さらに、刑事手続のデジタル化については、第１回共同研究でも扱っているため（ただし、キルギス法務省側の都合で、第１回共同研究では検察総長府から参加者はいなかった)、講義の内容が重ならないように調整する必要はあると思われる。

いずれにせよ、検察総長府からは、当部の支援を受けることについて積極的な様子

がうかがわれた。



【検察総長府との協議の様子】

6　検察総長府アカデミーへの訪問

検察総長府を訪問した後、検察総長府傘下にあるという検察総長府アカデミーを訪問した。

訪問に際しては、同アカデミーの学長が同アカデミー内を案内してくれたところ、同学長によると、同アカデミーは、検察総長府に属する国家教育機関であり、検察官や法執行職員を目指す学生や現役の検察官等に対し、刑事法分野に関する専門教育や実務教育等を行う専門教育機関であるとのことであった。

教育内容は実務を重視したものとのことであり、実際の拳銃等が展示されるなどしていたほか、実際に殺人事件が起きた現場の状況を再現した部屋等も用意されており、そうした部屋等を利用して、考えられる被害状況等を学生等に検討してもらうなどもしているとのことであった。

7　国家戦略イニシアティブ研究所への訪問

国家戦略イニシアティブ研究所を訪問し、同研究所副所長らと協議を行った。

同研究所職員によれば、同研究所はキルギスの法務大臣を所長とする大統領直属の研究機関であり、シンクタンクとして、国家統治に関する研究を行っているとのこと

であった。

同研究所は、脱官僚化、すなわち、国家統治における手続の簡略化や国家の活動の最適化に関する問題に取り組んでおり、法律制定の場面では、効率的に法律が制定されるよう、省庁と連携を取りながら法律制定に関わることもあるとのことであった。

脱官僚化のための具体的な取組としては、例えば、行政手続のデジタル化や汚職防止も脱官僚化の一助になり得るとのことであり、こうした分野を含め、日本における脱官僚化の取組に関心があるとのことであった。

当部としては、脱官僚化それ自体についての知見は十分有していないものの、デジタル化や汚職対策等の特定の分野であれば、今後協力関係を構築することも可能であると思料される。

8　在キルギス日本国大使館訪問

ビシュケクにある在キルギス日本国大使館を訪問し、平野隆一大使に対し、キルギスでの活動における同館による支援に対する謝意を述べるとともに、当部の活動内容やキルギスでの活動状況についての報告を行った。

これに対し、平野大使からは、当部の活動に対する理解と謝意が示された。

第４　おわりに

本出張は、第２回共同研究の実施に向け、キルギス側のニーズを調査するために実施したものであるところ、前記のとおり、各機関の関心事項について、情報収集を行うことができた。

具体的な分野についてはやや総花的な感が否めないものの、第１回共同研究でも扱った調停に関するシンガポール条約批准に伴う国内法の整備、科学捜査、司法制度のデジタル化といった分野は現状でもニーズが高く、第２回の共同研究やその後の共同研究等で扱うテーマとしても適当と思われた。

また、第１回共同研究では扱わなかったサイバー犯罪や法律扶助等についても当部が支援を実施できる分野であり、こうした分野を第２回共同研究等で扱うことは適切であると思料される。

これらの分野に関する支援は、キルギスを法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化におけるパートナーと位置付けた、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の内容にも沿うものである。

現状、キルギス側が多くの分野に関心を有している状況であるため、特定のテーマに絞った支援は困難であると思われるが、調停人の養成を含む調停制度の整備や裁判官や検察官の人材育成等は、今後も長期的な支援を行い得るテーマであり、これらの支援を今後長期的に実施することも考えられる。

現段階では、共同研究の実施により相互理解を深め、協力関係の構築を継続していくことが重要と思料する。